

23. 雲南市の行財政改革の取り組み (H17～H28)

I. 推進体制

- 行財政改革推進課の設置

- 行財政改革推進本部の設置・・・市長が本部長、部長級で構成

- 行財政改革推進プロジェクトチームの設置・・・各部局職員で構成
 - 第1期 平成17年4月～平成19年3月
 - 第2期 平成19年4月～平成21年3月
 - 第3期 平成21年4月～平成23年3月
 - 第4期 平成23年4月～平成25年3月
 - 第5期 平成25年4月～平成27年3月
 - 第6期 平成27年4月～平成29年3月

- 行財政改革推進会議（諮問機関）の設置・・・市民・学識経験者10名
設置期間：平成17年11月～平成19年3月
会議開催回数9回
 - ・行財政改革大綱案の答申
 - ・関連方針及び計画（行政関与のあり方、外部委託、施設使用料見直し、補助金見直し、集中改革プラン、行革実施計画）を審議

- 雲南市行政組織見直し検討委員会の設置・・・市民・学識経験者20名
設置期間：平成23年5月～平成24年3月
会議開催回数8回
 - ・雲南市行政組織の見直しに係る総合センターのあり方について検討

II. 取組事項(17～28年度)

1. 大綱及び基本方針・計画の策定

- (1) 行財政改革大綱、集中改革プランの策定：平成17年度
 - ・行財政改革の指針となる大綱及びその実施計画である集中改革プランの策定
大綱策定に当たり、社会背景や市の財政状況を踏まえ、その必要性や改革の目標、視点、重点項目などの基本的な考え方を「行財政改革基本方針」として整理
 - 雲南市行財政改革推進会議へ大綱素案を諮問
パブリックコメント実施
雲南市行財政改革推進会議から大綱案の答申
議会説明、ホームページ等で公表

(2) 行政関与基準の策定：平成 18 年度

- ・今後の財政状況と職員削減を踏まえ、行政関与のあり方を検討
- ・「行政関与のあり方に関する点検指針」の作成
施策・事務事業の点検・検証・見直しを進める際の指針として活用
→ 議会説明、ホームページ公表

(3) 外部委託指針の策定：平成 18 年度

- ・行政サービスを維持する手法として外部委託のあり方を検討
- ・「事務事業外部委託の推進に関する指針」の作成
個別事務事業の外部委託検討の際の指針として活用
→ 議会説明、ホームページ公表

(4) 「行財政改革実施計画」(平成 17 年度～21 年度)の策定及び進行管理
：平成 18 年度～

- ・取組項目ごとに、課題、考え方、内容、時期、目標等を明確化した個票を作成し、進行管理する。
→ 毎年度、実施状況等をホームページで公表

(5) 「行財政改革実施計画」(平成 22 年度～平成 26 年度)の策定及び進行管理
：平成 21 年度策定・平成 22 年度～

- 議会説明、ホームページで公表

(6) 「組織見直しに係る総合センターのあり方について」基本方針の策定

- 議会説明

(7) 「行財政改革実施計画」(平成 27 年度～平成 31 年度)の策定及び進行管理
：平成 26 年度策定・平成 27 年度～

- 議会説明、ホームページで公表

(8) 「公共施設等総合管理計画」の策定：平成 27 年度

- ・公共施設等の適正な保有量、維持管理について市全体の基本的な方針を定める。
→ パブリックコメントの実施、議会説明、ホームページで公表

2. 事務事業の再編整理

(1) 行政評価制度の導入

- ・事務事業の見直し：平成 17 年度
全部局対象の事務事業評価ヒアリングの実施により見直し検討項目の抽出

- ・行政評価制度の導入：平成 19 年度～

総合計画に基づく施策推進と進行管理を目的

- 施策体系及び指標設定、職員研修の実施
前年度施策・事務事業の振り返り評価の実施
施策評価シート、事務事業評価シートの作成、ホームページ公表
(H21：250 事業)
事務事業貢献度評価、優先度評価の実施
施策会議での次年度予算要求の調整
総合計画後期計画の施策体系の再構築や施策目的の設定作業を実施
(H21)

(2) 補助金の見直し

- ・「補助金等の見直し指針」の策定：平成 18 年度
補助金交付の基本となる交付基準、施策別枠配分予算編成において活用
→ 議会説明、ホームページ公表
- ・補助金審査委員会の設置：平成 19 年度～
→ 補助金交付要綱の点検・整備（補助率、終期設定）
補助金審査における基本方針を設定
次年度予算編成に際し、補助金審査を実施
- ・継続する補助金について終期を平成 24 年度に設定：平成 21 年度

3. 民間委託の推進

(1) 公の施設管理の見直し

- ・実態調査の実施（所管部局ヒアリング及び実地調査）：平成 17 年度
- ・「公の施設改革推進方針」及び「指定管理者制度の運用指針」の策定
：平成 17 年度
- ・指定管理者制度の導入：平成 18 年度～
→ 283 施設中 139 施設に指定管理者制度を導入(平成 29 年 4 月 1 日現在)
※明細は「公の施設の指定管理施設状況」に記載
- ・指定管理者からの暴力団排除に関する合意書を県警と締結：平成 19 年度
- ・施設毎の今後のあり方を検討：平成 19 年度～
→ 実地調査、所管部局ヒアリングの実施
- ・かもめ保育園業務の民間委託開始：平成 20 年 4 月
- ・三刀屋保育所業務の民間委託開始：平成 22 年 4 月
- ・「公の施設の見直し方針」（個々の施設について種類毎）を策定：平成 21 年度
→ 議会説明、ホームページで公表

- ・大東、木次、三刀屋の3給食センターの調理業務等の民間委託開始
：平成23年4月
- ・大東、加茂、木次の3図書館の民間委託開始：平成23年4月
- ・「公の施設の見直しについて」（温浴・ホール・宿泊・体育館・野球場）の検討
：平成25年度
→ 議会説明
- ・加茂、吉田、掛合の3給食センターの調理業務等の民間委託開始
：平成26年4月
- ・掛合保育所業務の民間委託開始：平成26年4月
- ・市営住宅の管理代行開始：平成26年4月
- ・「公共施設等総合管理計画」の策定：平成27年度
→ パブリックコメントの実施、議会説明、ホームページで公表
- ・大東保育園業務の民間委託開始：平成29年4月

(2) 公の施設使用料の見直し

- ・「公の施設にかかる使用料の設定基本方針」の策定：平成18年度
使用料設定、減免の考え方を整理
→ 議会説明、利用団体説明、広報紙、ホームページ公表
- ・使用料減免基準の統一：平成19年度（7月）
- ・使用料改定に向けた算定作業実施：平成19年度～平成20年度
→ 平成20年9月議会で条例改正、広報周知
- ・新料金適用（激変緩和期間2年）：平成21年度
- ・使用料改定に向けた算定作業実施：平成25年度
→ 平成25年12月議会で条例改正、広報周知
- ・新料金適用：平成26年度

4. 定員管理、人件費の抑制

(1) 定員管理計画の策定：平成17年度

- ・「組織機構の見直し方針」と併せて合併効果が最大限発揮できるよう職員定数の削減目標を定め、効率的な行政運営を目指す。
→ 議会説明、ホームページ等で公表
- ・定員管理計画に基づく職員削減

(2) 定員管理計画の策定（見直し）：平成26年度

区分	開始年度 平成22年	中間年度 平成27年	目標年度 平成32年
職員数	558	507	472

→ 議会説明、ホームページ等で公表

区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
減員		▲34	▲30	▲14	▲22	▲24	▲21	▲19	▲23
増員		6	7	3	4	7	11	10	15
差引		▲28	▲23	▲11	▲18	▲17	▲10	▲9	▲8
職員数	665	637	614	603	585	568	558	549	541

区分	H25	H26	H27	H28		累計	進捗率	H32目標
減員	▲21	▲23	▲17	▲23		▲271		
増員	9	10	8	17		107		
差引	▲12	▲13	▲9	▲6		▲164	84.97%	▲193
職員数	529	516	507	501				472

職員削減による人件費の減額効果

H17年度	▲269百万円	H23年度	▲114百万円
H18年度	▲273百万円	H24年度	▲165百万円
H19年度	▲124百万円	H25年度	▲150百万円
H20年度	▲179百万円	H26年度	▲147百万円
H21年度	▲193百万円	H27年度	▲127百万円
H22年度	▲129百万円	H28年度	▲108百万円

(3) 給与等人件費の抑制

- ・財源確保を図るため、独自の給与減額を継続実施

平成 17 年度	給料月額	4月～11月	12月～3月
		市長 ▲10% 助役 ▲10% 教育長 ▲10%	市長 ▲20% 助役 ▲15% 教育長 ▲13% 一般職 ▲5%
	管理職手当	▲50%	
	寒冷地手当	廃止	
	期末勤勉手当		12月分 ▲10%
平成 18 ・ 19 年度	給料月額	市長 ▲20% 助役 (H19は副市長) ▲15% 教育長 ▲13% 一般職 ▲5% (平均)	
	管理職手当	算出基礎額 ▲5% (18年度) 定額支給額 ▲10% (19年度)	
	期末勤勉手当	▲10%	

平成 20 ・ 21 年度	給料月額	市 長 ▲20% 副市長 ▲15% 教育長 ▲13% 一般職 ▲ 3%～▲ 4%	
	特殊勤務手当	▲100%	
	管理職手当	定額支給額 ▲10%	
平成 22 年度	給料月額	市 長 ▲20% 副市長 ▲15% 教育長 ▲13% 一般職 ▲ 2%～▲ 3%	
	特殊勤務手当	▲100%	
	管理職手当	定額支給額 ▲10%	
平成 23 年度	給料月額	4月～12月	1月～3月
		市 長 ▲20% 副市長 ▲15% 教育長 ▲13% 一般職 ▲1.5～3%	市 長 ▲20% 副市長 ▲15% 教育長 ▲13% 一般職 ▲0.5～2%
	特殊勤務手当	▲100%	
	管理職手当	定額支給額 ▲10%	抑制なし
平成 24 年度	給料月額	4月～12月	1月～3月
		市 長 ▲20% 副市長 ▲15% 教育長 ▲13% 一般職 ▲0.5～2%	市 長 ▲20% 副市長 ▲15% 教育長 ▲13% 一般職 ▲0～1.5%
	特殊勤務手当	▲100%	
	管理職手当	定額支給額 ▲10%	抑制なし
平成 25 年度	給料月額	4月～12月	1月～3月
		市 長 ▲10% 副市長 ▲ 7% 教育長 ▲ 5% 一般職 ▲0～1.5%	市 長 ▲10% 副市長 ▲ 7% 教育長 ▲ 5% 一般職 ▲1.0～2.5%
	特殊勤務手当	▲100%	
	管理職手当	定額支給額 ▲10%	抑制なし
平成 26 年度	給料月額	4月～3月	
		市 長 ▲10% 副市長 ▲ 7% 教育長 ▲ 5% 一般職 ▲1.0～▲2.5%	
	特殊勤務手当	▲100%	
平成 27 年度	給料月額	4月～3月	
		市 長 ▲10% 副市長 ▲ 7% 教育長 ▲ 5% 一般職 ▲1.0～▲2.5%	

	特殊勤務手当	廃止
--	--------	----

平成 28 年 度	給料月額	4月～3月
		市長 ▲10% 副市長 ▲7% 教育長 ▲5% 一般職（管理職） ▲2%

給与抑制による人件費の減額効果

H17年度 ▲169百万円	H23年度 ▲81百万円
H18年度 ▲251百万円	H24年度 ▲73百万円
H19年度 ▲265百万円	H25年度 ▲117百万円
H20年度 ▲217百万円	H26年度 ▲62百万円
H21年度 ▲119百万円	H27年度 ▲46百万円
H22年度 ▲89百万円	H28年度 ▲13百万円

5. 権限移譲の推進

(1) 権限移譲計画による推進

- ・ 県において「市町村への権限移譲計画」の見直し：平成18年度
 - 権限移譲計画の見直しに係る県との意見交換
新計画に基づく移譲項目、受入体制を検討
- ・ 移譲項目の検討と受入：平成19年度～
 - 平成19年度から（2項目）
 - 市町村の区域内の町等の区域設定等に関する事務
 - 新たに生じた土地の確認に関する事務
 - 平成20年度から（6項目）
 - 児童厚生施設に関する事務
 - 放課後児童健全育成事業に関する事務
 - 簡易専用水道に関する事務
 - 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に関する事務
 - 開発行為の許可に関する事務（5 ha 未満）
 - 土地区画整理事業に関する事務
 - 平成21年度から（7項目）
 - NPO法人の設立・運営・監督に関する事務
 - 電気用品販売者に対する立入検査等に関する事務
 - 知的障がい者相談員に関する業務
 - 身体障がい者相談員に関する業務
 - 農地等の権利移動に関する事務
 - 租税特別措置法に基づく優良住宅の認定事務
 - 公有地の拡大の推進に関する事務

- 平成 22 年度から (2 項目)
 - 母子・寡婦福祉資金の貸付に関する事務
 - 農地等の権利移動に関する事務 (農業生産法人以外の法人等)
- 平成 26 年度から (1 項目)
 - 福祉のまちづくりに関する事務 (うち建築物にかかる事務)
- 平成 29 年 1 月から (1 項目)
 - 農地転用に関する事務 (4 ha 以下)
- ・「地方分権改革推進計画」に基づく第 1～6 次一括法への対応：平成 23 年度～
 - 平成 24 年度
 - 8 法律 15 条項の条例委任事項に対応
 - 平成 25 年度
 - 1 法律 1 条項の条例委任事項に対応

(2) 国への規制緩和の働きかけ：平成 19 年度～

- ・合併後の公共施設再編の障害となっている国庫補助対象施設の用途転用・譲渡等における法規制緩和の働きかけを実施

6. 組織機構の見直し

(1) 部・課・室・出先機関の再編、統合

- ・全部局ヒアリングの実施により現状課題の拾い出し及び「組織機構見直し方針」の作成：平成 17 年度
 - 現状の課題解消と今後の職員数削減を踏まえた組織体制を中・長期的視点で検討
 - 議会全員協議会で説明
- ・組織機構見直し方針に基づく見直しの推進：平成 18 年度～
 - 平成 18 年 4 月
 - ・情報システム課を総務部へ移管
 - ・秘書室、人事課、国土調査課、収納管理課の設置
 - ・身体教育医学研究所うんなん開設
 - ・児童女性相談室業務を健康福祉総務課へ移管
 - ・地域包括支援センターの設置
 - ・教育支援コーディネーター配置、教育分室の廃止
 - ・スポーツ振興課を保健体育課に改編
 - ・総合センター総合調整課と自治振興課を統合
 - 平成 19 年 4 月
 - ・健康福祉センター配置保健師の本庁糾合 (医療制度改正への対応)

- ・ 国県事業課と建設工務課を統合し、建設事業課を設置
 - ・ 水道局の体制見直し（総務、営業、工務、施設の4課に再編）
 - ・ 副市長制の導入、会計管理者の設置（地方自治法改正）
 - ・ スクールバスの市民バス一体化による運転技師の本庁配属
- 平成20年4月
- ・ 建設部下水道課を水道局に移管（事務効率化と緊急時対応の向上）
 - ・ 健康福祉センターの総合センターへの事務所統合（吉田、掛合）
 - ・ 掛合国保診療所の健康福祉部への所管替（地域医療の一元的管理）
 - ・ 男女共同参画センターの設置
 - ・ かもめ保育園について、保育業務委託を導入
 - ・ 保健体育課の事務所移転
 - ・ 掛合町内5つの小学校を統合し、掛合小学校を開校
- 平成21年4月
- ・ 国際交流室を地域振興課へ統合
 - ・ 環境対策課と市民生活課を統合し、市民環境生活課に改編
 - ・ 生涯学習課と保健体育課を統合し、社会教育課に再編
 - ・ 水道局施設課を工務課へ統合
 - ・ 人権センター・男女共同参画センターを市民部から総務部へ移管
 - ・ 総合センターに地域づくり担当職員を配置
 - ・ 収納管理課を債権管理対策局として市民部から独立
- 平成21年12月・平成22年3月
- ・ 健康福祉センターの総合センターへの事務所統合（大東・加茂）
- 平成22年4月
- ・ 健康福祉センターを健康福祉部から総合センターへ移管
 - ・ 消費生活センターの開設
 - ・ 社会教育コーディネーターの配置
 - ・ 三刀屋保育所について、保育業務委託を導入
- 平成23年4月
- ・ 市民部を市民環境部へ改編
 - ・ 総務課内に危機管理室を設置
 - ・ 監査委員事務局兼公平委員会事務局を議会事務局から独立
 - ・ 公立雲南総合病院を市立化
 - ・ 中野幼稚園、塩田小学校を閉園、閉校
- 平成24年4月
- ・ 総務部総務課を再編し危機管理室を外室とする
 - ・ 地域医療対策室を健康福祉総務課、健康推進課へ再編
 - ・ 長寿障がい福祉課を再編し地域包括支援センターを外室とする
 - ・ 阿用幼稚園、中野幼稚園、吉田小学校民谷分校を閉園、閉校

- 平成 25 年 4 月
 - ・管財課内に新庁舎建設推進室の設置
 - ・木次こども園の設置
 - ・中野小学校を閉校
- 平成 26 年 4 月
 - ・子育て支援課内に子育て相談室の設置
 - ・社会教育課内に全国高校総体準備室の設置
 - ・掛合保育所について、保育業務委託を導入
 - ・久野小学校及び温泉小学校を閉校
 - ・温泉幼稚園を閉園し、飯石幼稚園を休園
- 平成 27 年 4 月
 - ・政策企画部にうんなん暮らし推進課を設置
 - ・子ども政策局を新設し、子ども政策課及び子ども家庭支援課を設置
 - ・市民環境部に環境政策課を設置
 - ・債権管理対策局を廃止し、債権管理対策課を市民環境部に移管
 - ・政策企画部ダム対策課を廃止
- 平成 28 年 4 月
 - ・産業振興部に産業施設課を設置
 - ・建設部を 4 課に再編（建設総務、建設工務、都市計画、建設住宅課）
 - ・健康福祉部に健康づくり政策課を設置
 - ・教育委員会に文化財課を設置
 - ・社会教育課内にキャリア教育推進室を設置
 - ・総合センター事業管理課を廃止し、2 課に再編
（自治振興課、市民福祉課）
 - ・総務部管財課内新庁舎建設推進室を廃止
 - ・地域包括支援センター三刀屋を本庁に統合
 - ・田井出張所を廃止し、市民サービスコーナーを設置
 - ・飯石幼稚園を閉園し、飯石小学校を閉校
 - ・加茂幼児、海潮幼稚、斐伊幼稚、三刀屋幼稚園を認定こども園化
- 平成 29 年 4 月
 - ・健康づくり政策課内に医療介護連携室を設置
 - ・産業振興部を廃止し、農林振興部と産業観光部に再編
農林振興部に農政課、林業畜産課、農林土木課を設置
産業観光部に商工振興部、産業施設課、観光振興課を設置
 - ・大東保育園について、保育業務委託を導入
 - ・大東幼稚園を認定こども園化
 - ・簡易水道事業の上水道事業との統合

(2) 人材育成

- ・職員提案制度の導入：平成 18 年度
 - 事務改善の推進、施策や事業の充実、自律行動型職員の育成と職場の活性化を目的
- ・「人材育成基本方針」の策定：平成 19 年度～平成 20 年度
 - 人材を育成し活用する人事の総合的な制度
職員説明会の開催、ホームページ公表

(3) 人事評価制度

- ・制度構築に向けた調査・検討：平成 19 年度
- ・制度内容の検討：平成 20 年度～
- ・管理職能力評価試行：平成 21 年度
- ・能力評価・業績評価制度構築：平成 22 年度
- ・管理職能力評価、業績評価、一般職能力評価試行：平成 23 年度
- ・管理職能力評価実施、業績評価試行：平成 24 年度
- ・一般職能力評価試行、業績評価試行：平成 24 年度
- ・保育士、教諭職能力評価試行、業績評価試行：平成 24 年度
- ・保育士、教諭職能力評価試行、業績評価試行：平成 25 年度
- ・能力評価・業績評価制度完全実施：平成 26 年度

(4) 環境対策

- ・環境マネジメントシステムの導入 (ISO14001)：平成 19 年度
 - 環境に配慮した事務・事業の推進を目的
- ・「エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (省エネ法)」の改正により特定事業者と位置付けられる：平成 22 年度
 - 消費エネルギーの削減、管理、報告の義務化
- ・強制法規である省エネ法に一本化：平成 26 年度

7. 第三セクター等の見直し

(1) 既存法人の見直し

- ・第三セクター等事業検討プロジェクトチーム設置：平成 17 年度
- ・「第三セクター事業等マネジメントの基本方針」策定：平成 17 年度
- ・第三セクター及び公益法人についての具体的な見直し案を作成：平成 17 年度
 - 設立目的や経営状況などの点検評価により、組織・事業の再編と指定管理者制度導入について検討
 - 議会全員協議会で説明
- ・市議会において第三セクター等調査特別委員会の設置：平成 17 年度
 - 今後のあり方等について調査報告：平成 18 年度

- ・「第三セクター事業等マネジメント指針」に基づく事業再編：平成 18 年度～
 - 10 法人のうち 4 法人を解散
 - クラシック島根開発（株）、掛合農村開発（株）、（財）三刀屋農業振興センター、（株）みとや
- ・「第三セクター等に対する指導方針」の策定：平成 19 年度
 - 客観的な経営評価により、事業の目的整合性と健全経営を確保する。
- ・第三セクター等経営評価委員会の設置：平成 19 年度～
 - 委員 8 名で構成（有識者、市民代表、市職員）、点検評価、経営評価報告
- ・「第三セクター及び公益法人に係る検討報告書」を作成：平成 21 年度
 - 6 法人のうち 1 法人を解散 （株）ダイトー
- ・5 法人のうち 1 法人を解散：平成 23 年度 木次道の駅 株式会社

8. 財政運営の見直し

（1）計画的な財政運営

- ・中期財政計画に基づく計画的な財政運営

（2）公債費負担の抑制

- ・公債費負担適正化計画の策定：平成 17 年度
 - 平成 17 年度から平成 23 年度までの 7 年間
- ・地方債償還金の繰上償還により実質公債費比率を抑制
 - 繰上償還実施額

H17	765 百万円
H18	533 百万円
H19	744 百万円（特別会計を含む）
H20	1,024 百万円（特別会計・債務負担分を含む）
H21	1,309 百万円（特別会計・債務負担分・ 一部事務組合分を含む）
H22	1,480 百万円（一部事務組合分を含む）
H23	1,363 百万円
H24	1,462 百万円
H25	1,154 百万円
H26	1,197 百万円
H27	1,029 百万円
H28	276 百万円

（3）予算編成方式の見直し（政策推進課、財政課、行財政改革推進課）

- ・部局別枠配分予算編成方式の導入：平成 17 年度
 - 義務的経費及び投資的経費を除き、各部局に予算を枠配分。各部局は枠配分の範囲内において予算編成を行う権限を有するとともに、予算執行の成果についても結果責任を負う。 → 平成 18 年度予算編成に導入

- ・施策別枠配分予算編成方式の導入：平成 18 年度
総合計画が目指す成果の実現を図るため、予算配分を部局枠から施策枠に改める。行政評価と連動し、施策目的への直結度による優先性やコスト削減の観点から事務事業を再構築する。 → 平成 19 年度予算編成から導入

(4) 不均一課税の解消

- ・固定資産税、法人税割の税率の統一：平成 19 年度
町村合併に伴う不均一課税を解消

(5) 歳入の見直し：平成 18 年度

- ・市税等滞納整理対策本部会議を設置し、滞納整理を強化：平成 18 年度
- ・「市報うんなん」広告収入の導入：18 年度
- ・職員駐車場の有料化（平成 19 年 1 月～ @1,000 円/月）：平成 18 年度
- ・市ホームページ広告収入の導入：19 年度
- ・固定資産税納税通知書送付用封筒広告収入の導入：平成 27 年度

9. 公営企業関係

(1) 定員管理

- ・市の定員管理計画により実施

(2) 水道使用料の統一：平成 19 年度

- ・町村合併時に未調整であった水道使用料の統一

(3) 下水道使用料の統一：平成 20 年度

- ・町村合併時に未調整であった下水道使用料の統一

10. 情報公開の推進

(1) 市政懇談会の開催

- ・毎年度実施

→ 平成 17 年度	5 月～ 6 月	市内 34 会場	参加者数 2,150 人
平成 18 年度	5 月～ 8 月	市内 34 会場	参加者数 1,937 人
平成 19 年度	5 月～ 6 月	市内 33 会場	参加者数 1,933 人
平成 20 年度	6 月～ 8 月	市内 33 会場	参加者数約 2,000 人
平成 21 年度	7 月	市内 33 会場	参加者数 2,085 人
平成 22 年度	6 月～11 月	市内 33 会場	参加者数 1,693 人
平成 23 年度	6 月～ 7 月	市内 6 会場	参加者数 1,056 人
平成 24 年度	6 月～ 7 月	市内 9 会場	参加者数 1,005 人

平成 25 年度 7 月～ 8 月	市内 9 会場	参加者数	818 人
平成 26 年度 7 月～ 8 月	市内 8 会場	参加者数	575 人
平成 27 年度 7 月～ 8 月	市内 6 会場	参加者数	449 人
平成 28 年度 7 月～ 8 月	市内 6 会場	参加者数	461 人

(2) パブリックコメント制度の導入：平成 17 年度

- ・市の政策形成過程における市民参画機会の保障と公正の確保及び透明性の向上を目的

- 平成 17 年度 2 件（雲南市教育基本計画、雲南市行財政改革大綱）
- 平成 18 年度 8 件（雲南市生涯学習推進計画、雲南市総合計画、雲南市の「市の花」「市の木」、雲南市地域防災計画、雲南市総合保健福祉計画、雲南市人権施策推進基本方針、雲南市男女共同参画計画、雲南市国民保護計画）
- 平成 19 年度 1 件（雲南市環境基本計画）
- 平成 20 年度 7 件（雲南市都市計画区域、雲南市都市計画道路の見直し、雲南市まちづくり基本条例、雲南市都市計画用途地域、雲南市食育推進計画、雲南市住宅マスタープラン、雲南市建築物耐震改修促進計画）
- 平成 21 年度 4 件（雲南市災害時要援護者避難支援計画、第 2 次雲南市教育基本計画、雲南市次世代育成支援行動計画後期計画、海潮温泉温浴施設整備方針）
- 平成 22 年度 4 件（雲南市総合計画 後期基本計画、雲南市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画、雲南市男女共同参画計画「気づいて築くうんなんプラン」（改定版）、雲南市総合保健福祉計画）
- 平成 23 年度 2 件（第 2 次雲南市健康増進実施計画、雲南市公営住宅等長寿命化計画）
- 平成 24 年度 3 件（雲南市新庁舎建設基本計画、雲南市立病院建設基本構想、雲南市環境基本計画見直し）
- 平成 25 年度 3 件（都市計画マスタープラン、雲南市中小企業振興基本条例、雲南市人権施策推進基本計画（改定版））
- 平成 26 年度 9 件（第 3 次雲南市教育基本計画、雲南市子ども・子育て支援事業計画、雲南市中小企業振興基本条例の内容、第 2 次雲南市総合計画基本構想、第 2 次雲南市男女共同参画計画「気づいて築くうんなんプラン」、雲南市総合保健福祉計画、第 2 次雲南市産業振興ビジョン、第 2 次雲南市食育推進計画、第 3 次雲南市健康増進実施計画）

平成 27 年度 1 件（雲南市公共施設等総合管理計画）

平成 28 年度 2 件（雲南市水道ビジョン、雲南市空家対策基本計画）

（3）予算の公表

- ・ 市民向け予算書「よくわかる予算説明書」の作成：平成 17 年度～
 - 当初予算の内容をわかりやすく説明。全戸配布
- ・ 予算編成方針、予算編成過程の公表（当初予算）：平成 18 年度～
 - ホームページ掲載

2 4. 公の施設の指定管理施設状況

1. 公の施設の管理状況(平成29年4月1日現在)

○公の施設の増減

管理の分類	施設数
平成28年4月1日現在の施設数 ①	283
調査対象からはずす施設(複合施設の整理等) ②	
新設施設(施設調査後増加分含) ②	0
廃止施設 ③	0
譲渡施設(地元自治会等) ⑤	
平成29年4月1日現在の施設数 (①-②+③-④-⑤)	283

○管理の状況

管理の分類	施設数
指定管理者による管理	139
直営による管理	144

○指定管理の状況・・・139施設

施設の分類	施設数
集会・交流センター施設	55
観光施設	11
農林・畜産施設	11
温浴施設	6
ホール施設	3
宿泊施設	4
体育館	6
野球場	3
その他	40
指定管理者の種別分類	施設数
株式会社・有限会社(市の出資がある団体)	12
株式会社・有限会社(上記以外の団体)	10
財団法人・社団法人	24
公共団体	0
公共的団体	86
NPO法人	7